

堺市公報 第13号	平成30年 3月23日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	2
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	18
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	18
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	19
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】	20
○平成30年度第1回堺市都市計画公聴会の開催について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	31
<上下水道局告示>	
○堺市上下水道事業の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関の指定 の一部を改正する告示 【上下水道局総務部経理課】	34
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について 【上下水道局下水道部下水道管路課】	34
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て 【上下水道局総務部給排水設備課】	35

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
【上下水道局総務部給排水設備課】……………36
- 堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
【上下水道局総務部給排水設備課】……………37
- <農業委員会告示>
- 農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】……………37

規 則

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月23日

堺市長 竹山修身

堺市規則第4号

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号（甲）（乙）」を「様式第1号（甲）（乙）（丙）」又は堺市後期高齢者医療保険料納入通知書（様式第2号）に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第3号（甲）（乙）」に改め、同条第3項中「様式第3号」を「様式第4号（甲）（乙）」に改め、同条第4項中「様式第4号」を「様式第5号（甲）（乙）」に改める。

第3条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第4条第1項中「様式第6号（甲）（乙）」を「様式第7号（甲）（乙）」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第5条中「様式第8号」を「様式第9号）及び堺市後期高齢者医療保険料納付書（様式第10号）」に改める。

第6条第2項中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「堺市後期高齢者医療保険料延滞金減免決定（却下）通知書（様式第10号）」を「堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除決定（却下）通知書（様式第12号）」に改める。

第7条第2項中「様式第11号」を「様式第13号」に改める。

第8条中「様式第12号」を「様式第14号」に改める。

第9条中「様式第13号」を「様式第15号」に改める。

第10条第2項中「様式第14号」を「様式第16号」に改める。

様式目次を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第1号(甲)及び様式第1号(乙)を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第1号(乙)の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第14号中「第8条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第13号中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第11号中「様式第11号」を「様式第13号(第7条関係)」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「不服の申立先」を「審査請求先」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第10号中「様式第10号」を「様式第12号(第6条関係)」に、「堺市後期高齢者医療保険料 延滞金減免決定(却下)通知書」を「堺市後期高齢者医療保険料 延滞金免除決定(却下)通知書」に、「の減免」を「の免除」に、「不服の申立先」を「審査請求先」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第9号中「様式第9号」を「様式第11号(第6条関係)」に、「堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則第6条第2項の規定により免除を受けたいので」を「免除を受けたいので、堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則第6条第2項の規定により」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第8号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第9号の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第7号中「様式第7号」を「様式第8号(第4条関係)」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号(乙)中「様式第6号(乙)」を「様式第7号(乙)(第4条関係)」に改め、同様式を様式第7号(乙)とする。

様式第6号(甲)中「様式第6号(甲)」を「様式第7号(甲)(第4条関係)」に改め、同様式を様式第7号(甲)とする。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第6号(第3条関係)」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第5号(甲)の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第3号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第4号(甲)の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第3号(甲)の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第1号(丙)の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式目次

様式番号	関係条文			様式名称
	条	項	号	
1 (甲)	2	1		堺市後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
1 (乙)	2	1		堺市後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
1 (丙)	2	1		堺市後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
2	2	1		堺市後期高齢者医療保険料納入通知書
3 (甲)	2	2		堺市後期高齢者医療保険料特別徴収 (仮徴収) 開始通知書
3 (乙)	2	2		堺市後期高齢者医療保険料特別徴収 (仮徴収) 開始通知書
4 (甲)	2	3		堺市後期高齢者医療保険料納入通知書(変更通知書)兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書
4 (乙)	2	3		堺市後期高齢者医療保険料納入通知書(変更通知書)兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書
5 (甲)	2	4		堺市後期高齢者医療保険料特別徴収額 (仮徴収額) 変更通知書・特別徴収中止通知書
5 (乙)	2	4		堺市後期高齢者医療保険料特別徴収額 (仮徴収額) 変更通知書・特別徴収中止通知書
6	3			堺市後期高齢者医療保険料納付書
7 (甲)	4	1		堺市後期高齢者医療保険料納付証明書
7 (乙)	4	1		堺市後期高齢者医療保険料納付証明書
8	4	2		堺市後期高齢者医療保険料納付証明書交付申請書
9	5			堺市後期高齢者医療保険料督促状
10	5			堺市後期高齢者医療保険料納付書
11	6	2		堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除申請書
12	6	3		堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除決定 (却下) 通知書
13	7	2		堺市後期高齢者医療保険料還付 (充当) 通知書
14	8			後期高齢者医療徴収事務職員証
15	9			後期高齢者医療検査員証
16	10	2		後期高齢者医療保険料滞納処分職員証

様式第1号(甲)(第2条関係)

堺市後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書

年 月 日

堺市 区長



高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、年度分の後期高齢者医療保険料について、次のとおり徴収するので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

決定年月日	
決定理由	

年間保険料額

年度に納付する保険料額	円
-------------	---

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

期別保険料額

月	保 険 料 額		
	普 通 徴 収		特 別 徴 収
	徴 収 額	納 期 限	徴 収 額
4月			円(仮徴収額)
5月			
6月			円(仮徴収額)
7月	円	年 月 日	
8月	円	年 月 日	円(仮徴収額)
9月	円	年 月 日	
10月	円	年 月 日	円
11月	円	年 月 日	
12月	円	年 月 日	円
1月	円	年 月 日	
2月	円	年 月 日	円
3月	円	年 月 日	
計	円		円
合計額			円

特別徴収の場合の 年度保険料の仮徴収額

納 期	仮 徴 収 額	徴 収 日
1期目(年 月)	円	年 月 年金支給日
2期目(年 月)	円	年 月 年金支給日
3期目(年 月)	円	年 月 年金支給日

※特別徴収の保険料は、年 月の保険料と同じ額を 年度の4月、6月及び8月支給の年金から天引きします。ただし、4月、6月及び8月でおおむね年間保険料の2分の1の額を徴収できるよう、6月及び8月の仮徴収額を変更している場合があります。

普通徴収の場合の振替口座

金融機関名	支店名	種目	口座・通帳番号
口座名義人			

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

問合せ先

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第1号(乙)(第2条関係)

年度 堺市後期高齢者医療保険料納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

被保険者氏名		年 月 日
被保険者番号		
決定年月日		
決定理由		

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、年度分の後期高齢者医療保険料について、次のとおり徴収するので通知します。

年間保険料額 (①+②)	円
---------------------	---

①特別徴収合計額	円
②普通徴収合計額	円

堺市 区長 印

1 あなたの保険料の納め方 >

2 徴収方法ごとの内訳 >

①特別徴収分 (年金からのお支払い)

期別	月	徴収額	徴収日	仮徴収 本徴収
第1期	4月	円	年 月 年金支給日	
第2期	6月	円	年 月 年金支給日	
第3期	8月	円	年 月 年金支給日	
第4期	10月	円	年 月 年金支給日	
第5期	12月	円	年 月 年金支給日	
第6期	2月	円	年 月 年金支給日	
合計額		円		

特別徴収の場合の		年度保険料の仮徴収額	
期別	月	仮徴収額	徴収日
第1期	4月	円	年 月 年金支給日
第2期	6月	円	年 月 年金支給日
第3期	8月	円	年 月 年金支給日

※ 特別徴収の保険料は、年 月の保険料と同じ額を年度の4月、6月及び8月支給の年金から天引きします。ただし、4月、6月及び8月でおおむね年間保険料の2分の1の額を徴収できるよう、6月及び8月の仮徴収額を変更している場合があります。

特別徴収対象年金	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

②普通徴収分 (納付書又は口座振替)

期別	月	徴収額	納期限
第1期	7月	円	年 月 日
第2期	8月	円	年 月 日
第3期	9月	円	年 月 日
第4期	10月	円	年 月 日
第5期	11月	円	年 月 日
第6期	12月	円	年 月 日
第7期	1月	円	年 月 日
第8期	2月	円	年 月 日
第9期	3月	円	年 月 日
合計額		円	

口座振替・自動払込の指定口座	
金融機関名	
支店名	
種目	
口座・通帳番号	
口座名義人	

※ 口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第1号(丙) (第2条関係)
年度堺市後期高齢者医療保険料納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

年 月 日

堺市 区長 印

被保険者氏名 被保険者番号

年度分の後期高齢者医療保険料(仮徴収)額を次のとおり決定したので通知します。

決定(変更)年月日

決定(変更)理由

年間保険料額		年度に納付する保険料額 (円)	
保険料徴収方法		普通徴収	
特別徴収義務者		特別徴収	
特別徴収対象年金		特別徴収	
これからの保険料納付方法等		普通徴収	
保険料徴収方法		特別徴収	
特別徴収義務者		特別徴収	
特別徴収対象年金		特別徴収	

期別保険料額			
月	変更前の保険料額	変更後の保険料額	特別徴収
4月			(仮徴収額)
5月			(仮徴収額)
6月			(仮徴収額)
7月			(仮徴収額)
8月			(仮徴収額)
9月			(仮徴収額)
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			
合計額			
差引増減額			

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

普通徴収の場合の納期限

納期	納期限	納期	納期限
普徴1期	年 月 日	普徴8期	年 月 日
普徴2期	年 月 日	普徴9期	年 月 日
普徴3期	年 月 日		
普徴4期	年 月 日		
普徴5期	年 月 日		
普徴6期	年 月 日		
普徴7期	年 月 日		

普通徴収の場合の振替口座

金融機関名	支店名	種目	口座・通帳番号
		口座名義人	

※口座・通帳番号の一部を非表示としています。

問合せ先

- (教示)
- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から起算して1年を超えないこと)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
 - この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えないこと)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
 - 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を種なくとも取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第9号 (第5条関係)

堺市後期高齢者医療保険料 督促状

年 月 日

本書に記載の後期高齢者医療保険料が未納となっています。
 指定納付期限までに納付書の裏面に記載している取扱金融機関でお納めください。

堺市 区長

印

督促明細

被保険者氏名		未納保険料額	円
被保険者番号		延滞金	円
年 度		合計納付額	円
期 別		指定納付期限	
		[]	

※ 本書は、現在の入金データで作成しています。納められた保険料が、金融機関から本市に入金されるまで日数を要するため、本書が入れ違いになっている場合があります。御了承ください。

様式第10号(第5条関係)

<p>公 堺市後期高齢者医療保険料 領収証書(お客様控え)</p>		<p>公 堺市後期高齢者医療保険料 額収通知書</p>		<p>公 堺市後期高齢者医療保険料 納付書</p>	
<p>被保険者氏名</p>		<p>加入者名</p>		<p>加入者名</p>	
<p>被保険者番号</p>		<p>口座番号</p>		<p>口座番号</p>	
<p>保険料額</p>		<p>被保険者番号</p>		<p>被保険者番号</p>	
<p>延滞金</p>		<p>延滞金</p>		<p>延滞金</p>	
<p>合計納付額</p>		<p>合計納付額</p>		<p>合計納付額</p>	
<p>納付番号</p>		<p>納付番号</p>		<p>納付番号</p>	
<p>賦課年度</p>		<p>賦課年度</p>		<p>賦課年度</p>	
<p>相当年度</p>		<p>相当年度</p>		<p>相当年度</p>	
<p>期別</p>		<p>期別</p>		<p>期別</p>	
<p>指定納付期限</p>		<p>指定納付期限</p>		<p>指定納付期限</p>	
<p>額収日付印</p>		<p>額収日付印</p>		<p>額収日付印</p>	
<p>上記の金額を領収しました。 (納付者保管/収入印紙不要)</p>		<p>ATMでのお取扱いはできません。 取りまめ金融機関 (堺市保管用)</p>		<p>(金融機関保管用)</p>	

様式第5号(甲)(第2条関係)

堺市後期高齢者医療保険料特別徴収額(仮徴収額)
変更通知書・特別徴収中止通知書

年 月 日

堺市 区長 印

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり変更したので通知します。
年度分の後期高齢者医療保険料の特別徴収を中止したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	
決定理由	

仮徴収額	
円	

これからの保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月	変更前	変更後
4月分		
6月分		
8月分		
合計額		
差引増減額		

問合せ先

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第5号(乙)(第2条関係)

**堺市後期高齢者医療保険料特別徴収額(仮徴収額)
変更通知書・特別徴収中止通知書**

被保険者氏名	
被保険者番号	
決定年月日	
決定理由	

年 月 日

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり変更したので通知します。
年度分の後期高齢者医療保険料の特別徴収を中止したので通知します。

堺市 区長



仮徴収額			円
月	変更前	変更後	
4月分			
6月分			
8月分			
合計額			
差引増減額			

これからの保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えてはなりません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えてはなりません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第4号(甲)(第2条関係)

年度 堺市後期高齢者医療保険料納入通知書(変更通知書)
兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書

年 月 日

堺市 区長

印

年度分の後期高齢者医療保険料(仮徴収)額を次のとおり決定したので通知します。

被保険者氏名 被保険者番号

決定(変更)年月日

決定(変更)理由

年間保険料額 円

これまで保険料納付方法等	特別徴収対象年金
保険料徴収方法	特別徴収対象年金
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

これからの保険料納付方法	特別徴収義務者
保険料徴収方法	特別徴収対象年金
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

※特別徴収の額に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

期別保険料額		
月	変更前の保険料額	変更後の保険料額
4月	普通徴収	特別徴収
5月	(仮徴収額)	(仮徴収額)
6月	(仮徴収額)	(仮徴収額)
7月	(仮徴収額)	(仮徴収額)
8月	(仮徴収額)	(仮徴収額)
9月	(仮徴収額)	(仮徴収額)
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		
合計額		
差引増減額		

普通徴収の場合の納期限

納期	納期限	納期	納期限
普通1期	年 月 日	普通8期	年 月 日
普通2期	年 月 日	普通9期	年 月 日
普通3期	年 月 日		
普通4期	年 月 日		
普通5期	年 月 日		
普通6期	年 月 日		
普通7期	年 月 日		

問合せ先

- (表示)
- この処分に不服がある場合は、この処分があった日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から起算して1年を超えてはならない)に、大阪府の税務課に異議を申し立てる。この処分に対する審判請求の請求をされた場合においてのみ、当該徴収の停止を請求することができる。この処分に対する異議申し立ては、徴収が完了した日から1年を超えてはならない。
 - 徴収が完了した日から1年を超えてはならない。
 - 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第133号)第8条第2項各号のいずれかから該当する場合は、審査請求の請求を拒否することになります。

普通徴収の場合の振替口座	
金融機関名	支店名
口座・通帳番号	口座名義人

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

審査請求先

様式第4号(乙)(第2条関係)

年度堺市後期高齢者医療保険料納入通知書(変更通知書)
兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書

被保険者氏名	
被保険者番号	
決定(変更)年月日	
決定(変更)理由	

年 月 日

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、年度分の後期高齢者医療保険料の徴収方法等について、次のとおり変更となりましたので通知します。

年度分 年間保険料額	円
------------	---

堺市 区長 印

◎徴収方法ごとの内訳

①変更前

月/期別	変更前の保険料額	
	特別徴収	普通徴収
4月	円	
5月	(仮徴収額)	
6月	円	
7月	(仮徴収額)	円
8月	円	円
9月	(仮徴収額)	円
10月	円	円
11月		円
12月	円	円
1月		円
2月	円	円
3月		円
		円
		円
計	円	円
合計額		円

②変更後

月/期別	変更後の保険料額		
	特別徴収	普通徴収	納期限
4月	円		
5月	(仮徴収額)		
6月	円		
7月	(仮徴収額)	円	年 月 日
8月	円	円	年 月 日
9月	(仮徴収額)	円	年 月 日
10月	円	円	年 月 日
11月		円	年 月 日
12月	円	円	年 月 日
1月		円	年 月 日
2月	円	円	年 月 日
3月		円	年 月 日
		円	年 月 日
		円	年 月 日
計	円	円	
合計額		円	

※口座振替・自動払込の場合は、振替指定日を表示しています。

○特別徴収対象年金

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

○特別徴収対象年金

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

◆口座振替・自動払込の指定口座

金融機関名	
支店名	
種目	
口座・通帳番号	
口座名義人	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第3号(甲)(第2条関係)

堺市後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)開始通知書

年 月 日

堺市 区長

印

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	
決定理由	

仮徴収額	
円	

これからの保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月	変更前	変更後
4月分		
6月分		
8月分		
合計額		
差引増減額		

問合せ先

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第3号(乙)(第2条関係)

堺市後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)開始通知書

被保険者氏名	
被保険者番号	
決定年月日	
決定理由	

年 月 日

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定したので通知します。

堺市 区長

印

仮徴収額			円
月	変更前	変更後	
4月分			
6月分			
8月分			
合計額			
差引増減額			

これからの保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えてはなりません)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えてはなりません)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第2号 (第2条関係)

年度 堺市後期高齢者医療保険料納入通知書	
被保険者氏名	年 月 日
被保険者番号	
決定年月日	
決定理由	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の規定により、年度分の後期高齢者医療保険料について、次のとおり徴収するので通知します。
年間保険料額 (①+②) 円	
①特別徴収合計額 円	堺市 区長 印
②普通徴収合計額 円	
1 あなたの保険料の納め方 ▶	

2 徴収方法ごとの内訳 ▶

①特別徴収分 (年金からのお支払い)

期別	月	徴収額	徴収日	
第1期	4月	円	年 月 年金支給日	仮徴収 本徴収
第2期	6月	円	年 月 年金支給日	
第3期	8月	円	年 月 年金支給日	
第4期	10月	円	年 月 年金支給日	
第5期	12月	円	年 月 年金支給日	
第6期	2月	円	年 月 年金支給日	
合計額		円		

特別徴収対象年金

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

②普通徴収分 (納付書又は口座振替)

期別	月	徴収額	納期限
第1期	7月	円	年 月 日
第2期	8月	円	年 月 日
第3期	9月	円	年 月 日
第4期	10月	円	年 月 日
第5期	11月	円	年 月 日
第6期	12月	円	年 月 日
第7期	1月	円	年 月 日
第8期	2月	円	年 月 日
第9期	3月	円	年 月 日
		円	年 月 日
		円	年 月 日
合計額		円	

口座振替・自動払込の指定口座

金融機関名	
支店名	
種目	
口座・通帳番号	
口座名義人	

(告示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

告 示

堺市告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年3月23日

堺市長 竹山修身

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
1	変更前	ひかり薬局	堺市西区鳳北町4-221-5	平成30年1月1日
	変更後	きぼう薬局おおとり店	堺市西区鳳北町4-221-5	
2	変更前	漢方の鹿嶋薬局	堺市中区八田西町3丁2-1	平成30年2月1日
	変更後	鹿嶋薬局 八田店	堺市中区八田西町3丁2-1	
3	変更前	カシマ薬局	堺市中区深井水池町3160	平成30年2月1日
	変更後	鹿嶋薬局 深井店	堺市中区深井水池町3160	

堺市告示第78号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年3月23日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
あおいクリニック	堺市北区北長尾町1-2-2 サンライズ堺207	病院・診療所	平成30年2月1日
深阪矢谷薬局	堺市中区深阪5-3-51 深阪 新和ビル1階101	薬局	平成30年2月1日
鹿嶋薬局 深井店	堺市中区深井水池町3160	薬局	平成30年2月1日
鹿嶋薬局 八田店	堺市中区八田西町3-2-1	薬局	平成30年2月1日
サンライトげんき薬局 堺店	堺市中区八田西町2-10-3	薬局	平成30年3月1日
訪問看護ステーション メディケアジャパン堺	堺市中区東山1013 パレドール 東山405号	訪問看護	平成29年8月1日

堺市告示第79号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年3月23日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
山手医院	堺市堺区桜之町東1-1-3	病院・診療所	平成30年4月1日

公 告

堺市公告第194号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

堺市長 竹山修身

平成29年度 第12号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年3月8日

堺 市

1. 利用権設定者一覧

利用権の设定を受ける者(借り手)		利用権を设定する農地				利用権を设定する者(貸し手)		設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	租況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及の適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市南区大森253	田中 篤	南区柳尾	155-1	田	258	堺市南区大森221番地2	盛野 富美男	使用貸借 による権利	畑として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
		南区稲葉3丁	1584-1	田	641	堺市中区八田南之町400番地10	西尾 誠 西尾 和晃	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
		南区稲葉3丁	1585-1	田	796	堺市中区八田南之町400番地10	西尾 誠 西尾 三得子							
和泉市国分町1019-2	田口 榮男	南区稲葉3丁	1587-1	田	1,071	堺市南区稲葉2丁1768-1	西野 清	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
		南区稲葉3丁	1586-1	田	998	堺市北区百舌鳥北町5丁245番地	南野 晃	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
		西区菱木4丁	2715-1	田	1,010	堺市西区菱木4丁2744	池畑 恒明 池畑 久子	賃借権	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	17,000円	毎年未までに 貸し人指定口座に 振り込み	
堺市東区高松486番地	谷 好勝	西区山田4丁	1384	田	995	堺市西区菱木3丁2639番地1	森山 文彦	賃借権	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	17,000円	毎年未までに 貸し人指定口座に 振り込み	
		東区高松	65-2	田	555	堺市東区高松166番地	寺山 浩一	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
		東区高松	65-3	田	198									
		東区高松	66-1	田	1,057									
		美原区今井	10	田	1,342									
美原区阿弥	116	田	1,659			下町 英樹	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-		

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区常盤237番地17	北尻 賢	南区豊田	676	田	211	堺市南区豊田1646番地 堺市南区豊田1646番地 大阪市住吉区常盤山東1-12-4 堺市南区若松台1丁4番4-209	西尾 薫 西尾 昭子 篠 朋子 西尾 佳代子	使用貸借 による権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		南区豊田	681	田	383								
		南区豊田	683	田	776								
		南区豊田	684	田	317								
		南区豊田	686	田	743								
		南区豊田	687	田	95								
		南区豊田	688	田	449								
		南区豊田	926	田	1,067								
堺市中区江之1155番地102	安田 昭広	中区深井畑山町	122-1	畑	2,842	堺市中区深井畑山町400番地2	高橋 保彦	使用貸借 による権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		中区深井畑山町	122-2	畑	211								
		中区深井畑山町	123	田	89								
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町1丁	122-1	田	1,428	堺市北区金岡町189番地1	鍵 義雄	使用貸借 による権利	田として 利用	平成20年5月1日	平成23年4月30日	-	-
		東区北野田	670	田	1,358								
堺市東区北野田648番地2	野里 孝治	東区北野田	670	田	1,358	堺市東区中永山園4-15	井上 駒男	賃借権	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	23,000円	毎年未までに 貸し人指定口座に 支払い

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区石原町4丁207番地	以倉 啓次	東区石原町3丁	97-2	田	459	堺市堺区清三国ヶ丘町5丁5番1号	以倉 吉隆 石田 美智子	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
						京都府長岡京市西の京13-10							
堺市東区太六217番地1 B102	藤岡 慎吾	美原区阿弥	147-1	田	2,132	堺市堺区清三国ヶ丘町5丁5番1号	西川 良平 西川 幹夫 西川 千鶴子	賃借権	畑として 利用	平成30年4月1日	平成35年3月31日	38,000円	毎年未までに 貸手指定口座に 振り込み
						堺市東区平井987番地							
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町2丁	171-1	田	1,171	堺市東区石原町4丁228番地	園林 基史	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
						堺市西區菱木4丁230番地							
和泉市国分町1019-2	田口 榮男	西区山田4丁	1509	田	1,110	堺市西區菱木4丁230番地	池側 忠雄 池側 歳子	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
						堺市西區太平寺411番地							
堺市中区深阪6丁16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	517-2	田	993	堺市西區草部1501番地1 釜ロハイツ101号	池側 年一	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
						和泉市府中町4-21-17							
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区稲葉2丁	275	田	965	堺市西區太平寺536番地	木寺 清子	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
						堺市西區菱木4丁2753番地1							
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町3丁	158	田	1,223	堺市西區菱木4丁2881番地	辻林 荘次 辻林 キヌエ	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
						堺市東区石原町4丁202番地							
		東区八下町1丁	95	田	1173		久保 晋	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	面積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市美原区平尾42-1	北野 慶	美原区平尾	1374	田	1,623	奈良県大和郡山市新市875番地20	河村 信子	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
堺市中区福田788番地4	注本 睦之	中区陶器北	172-1	畑	366	堺市中区福田676番地1	西野 嵩永	使用貸借 による権利	畑として利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
堺市南区新樟尾台3番3号1-105	柳川 宗一	南区美木多上	1472	畑	856	堺市南区美木多上1179番地	河合 十六子	賃借権	畑として利用	平成30年5月1日	平成34年4月30日	300,000円	毎年10月1日 までに貸し入札に 特参	
堺市南区稲葉2丁137番地	寺山 久	西区太平寺	195	田	800	千葉県野田市下三ヶ尾433番地37	井上 世紀夫	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
堺市南区藤山台3丁2番3-102	宮城 秀寿	南区大庭寺	99	田	806	堺市南区富山台1丁3番4号	中野 隆	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-	
堺市北区北野田648番地2	野里 孝治	南区大庭寺	100	田	571	堺市南区富山台1丁3番4号	吉川 孝雄 吉川 博治	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区北野田	664	田	1,454	堺市東区西野526番地1 千葉県富津市の出口目3-11-402 号	田中 邦江	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-	
		東区石原町2丁	84	田	1,018	堺市東区石原町4丁312番地								
		東区石原町2丁	154	田	528									
		東区石原町2丁	160-1	田	706									
		東区石原町2丁	316-1	田	1,373	大阪府住吉区長居東1丁目21番16	松井 隆 松井 千歌	使用貸借 による権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-	

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	農地 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府中央区南本町二丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区陶器北	168	畑	69	堺市中区東山369番地	下村 一彦	使用貸借 による権利 (みどり公社)	畑として利用	平成30年5月1日	平成35年4月30日	-	-
		中区陶器北	169-1	畑	1,377								
	17名		49 筆		43,481		46名						

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

みどり公社

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考



堺市公告第195号

南部大阪都市計画地区計画の決定及び南部大阪都市計画道路の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

平成30年3月23日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 平成30年4月18日（水）午後2時から

(2) 場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館地下1階 大会議室

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。なお、公述人が意見を述べることができる時間は、別紙に記載する案件（「①地区計画」又は「②都市計画道路」）ごとに、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

平成30年4月6日（金）（期限までに必着すること。）

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（「①地区計画」又は「②都市計画道路」）、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合 3(2)に同じ。

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

平成30年4月6日(金)(期限までに必着すること。)

(4) 傍聴者の定員

20人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター(堺市役所高層館3階)、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課(堺市役所高層館16階)

(2) 掲示期間

平成30年3月23日(金)から平成30年4月6日(金)まで

別紙 都市計画の原案の概要等

【案件① 地区計画】

- ア 原案の名称
南部大阪都市計画地区計画の決定
- イ 原案の概要

名 称	位 置	面 積
(仮称) 黒山東地区地区計画	堺市美原区黒山地内	約 8.2ha

【案件② 都市計画道路】

- ア 原案の名称
南部大阪都市計画道路の変更
- イ 原案の概要

名 称	変更する土地の区域	変更内容
3・3・201-16 常磐浜寺線	堺市西区浜寺諏訪森町東3丁、 浜寺昭和町1丁、浜寺諏訪森 町中3丁、浜寺諏訪森町西4 丁地内	一部区間約470mについて線形及び 幅員の変更 (変更前) 22.5~35m (変更後) 29m 阪堺線との交差の構造の変更 (変更前) 阪堺線と立体交差 (変更後) 阪堺線と平面交差

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第1号

堺市上下水道事業の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関の指定（平成19年上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 出納取扱金融機関の項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

堺市上下水道局告示第2号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成30年3月23日から平成30年3月30日までの間、堺市上下水道局下水道部下水道管路課情報係において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 平成30年3月31日

(2) 供用を開始する区域

- 中 区（上之、田園、辻之、陶器北、東山、深井畑山町、福田、伏尾の各一部区域）
- 西 区（上、草部、太平寺、高尾1丁・3丁、菱木3丁、山田1丁の各一部区域）
- 南 区（赤坂台1丁、泉田中、稲葉2丁、大庭寺、片蔵、釜室、小代、逆瀬川、豊田、野々井、畑、鉢ヶ峯寺、檜尾、美木多上、三木閉、和田の各一部区域）

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 平成30年 3月31日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

位置 堺市中区八田西町1丁2番1号

名称 泉北水再生センター

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第49号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号 第1354号
 指 定 年 月 日 平成30年3月6日
 事 業 者 の 名 称 仲山 誠一
 事 業 者 の 住 所 高石市取石2丁目8番14号
 事 業 所 の 名 称 泉北水道工業所
 事 業 所 の 所 在 地 高石市取石2丁目8番14号

指 定 番 号 第1355号
 指 定 年 月 日 平成30年3月6日
 事 業 者 の 名 称 有限会社よのおと
 事 業 者 の 住 所 泉南市樽井6丁目10番5号
 代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 与野 泰幹
 事 業 所 の 名 称 有限会社よのおと
 事 業 所 の 所 在 地 泉南市樽井6丁目10番5号

指 定 番 号 第1356号
 指 定 年 月 日 平成30年3月6日
 事 業 者 の 名 称 株式会社SYUN c o m p a n y
 事 業 者 の 住 所 堺市西区菱木3丁2661番地2
 代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 笹川 俊
 事 業 所 の 名 称 株式会社SYUN c o m p a n y
 事 業 所 の 所 在 地 堺市西区菱木3丁2661番地2

堺市上下水道局公告第50号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号 第171号
廃 止 年 月 日 平成30年3月6日
事 業 者 の 名 称 株式会社泉北水道工業所
事 業 者 の 住 所 高石市取石2丁目8番14号
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 仲山 誠一
事 業 所 の 名 称 株式会社泉北水道工業所
事 業 所 の 所 在 地 高石市取石2丁目8番14号

堺市上下水道局公告第51号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備
工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号 第1657号
指 定 年 月 日 平成30年3月6日
事 業 者 の 名 称 仲山 誠一
事 業 者 の 住 所 高石市取石2丁目8番14号
営 業 所 の 名 称 泉北水道工業所
営 業 所 の 所 在 地 高石市取石2丁目8番14号

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第4号

堺市農業委員会総会を平成30年3月28日（水）午後1時30分に市役所高層館12
階農業委員室に招集する。

平成30年3月23日

堺市農業委員会
会長 田 中 宏

[付議すべき事項]

- 1 平成30年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 2 その他